

旭川市都市公園条例の改正について

～東光スポーツ公園球技場の利用時間区分の見直し～

利用時間区分の見直し

東光スポーツ公園球技場（以下「球技場」）の概要

- ◆ 人工芝グラウンド2面（サッカーやラグビーに使用）
- ◆ 平成26年度から供用開始
- ◆ 平成28年度にB面に夜間照明を設置
- ◆ 令和2年度にA面に夜間照明を設置

「なぜ、球技場だけ見直すのか？」

- 人工芝なので使用後のメンテナンス不要（人工芝の長所、連続使用可能）
- 球技場の利用率が非常に高い。（これ以上の利用が見込めない）
（土日祝日・夏休み期間等の大会利用等は100%近く、平日夜間も90%）
- 一方で、平日の利用率は低い。
- 利用時間区分を見直すことで、新たな利用ニーズの掘り起こしや、さらなる利用促進が期待できる。

※利用時間区分見直しに伴う利用料金の変更はない。

東光スポーツ公園球技場の利用状況

区分	施設名	実使用 日数	早朝 (6:00~9:00)		午前 (9:00~12:00)		午後 (13:00~17:00)		夜間 (17:00~21:00)	
			使用日数	使用率	使用日数	使用率	使用日数	使用率	使用日数	使用率
全体	球技場A	154	86	56%	101	66%	110	71%	99	64%
	球技場B	188	86	46%	94	50%	104	55%	162	86%
	計(延べ)	342	172	50%	195	57%	214	63%	261	76%
平日	球技場A	83	19	23%	30	36%	41	49%	65	78%
	球技場B	120	20	17%	27	23%	37	31%	118	98%
	計(延べ)	203	39	19%	57	28%	78	38%	183	90%
休日	球技場A	71	67	94%	71	100%	69	97%	34	48%
	球技場B	68	66	97%	67	99%	67	99%	44	65%
	計(延べ)	139	133	96%	138	99%	136	98%	78	56%

※令和元年度実績，利用率 = 各時間区分の使用日数 ÷ 実使用日数 (少数1位四捨五入)

現行条例の利用時間区分

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
早朝	早朝	早朝	全日 (午前9時～午後5時)									夜間	夜間	夜間	夜間
			午前 (午前9時～正午)				午後 (午後1時～午後5時)								

「全日」は午前9時から午後5時までの8時間利用

「午前」は午前9時から正午までの3時間利用

「午後」は午後1時から午後5時までの4時間利用

「早朝」は午前6時から午前9時まで、1時間単位での利用

「夜間」は午後5時から午後9時まで、1時間単位での利用

東光スポーツ公園球技場の利用意向調査(1)

主な利用団体に対して調査を実施

- ✓ 調査期間：令和2年8月～9月
- ✓ 調査対象数：113団体
- ✓ 回答数：92団体（回収率：81%）

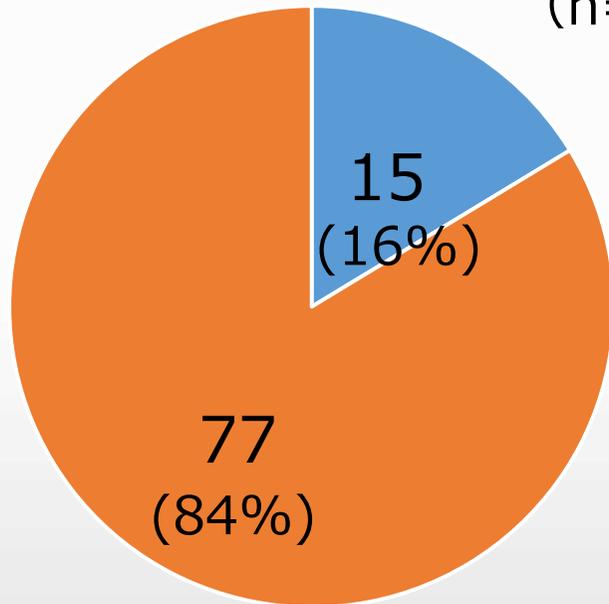
質問内容

- ① 普段練習で利用している施設
- ② 利用時間区分を1時間単位で利用できるようになった場合の球技場利用の意向の有無と、利用する場合の時間帯
- ③ 大会終了後に空き時間ができた場合の利用意向の有無

東光スポーツ公園球技場の利用意向調査(2)

現在の主な練習場所

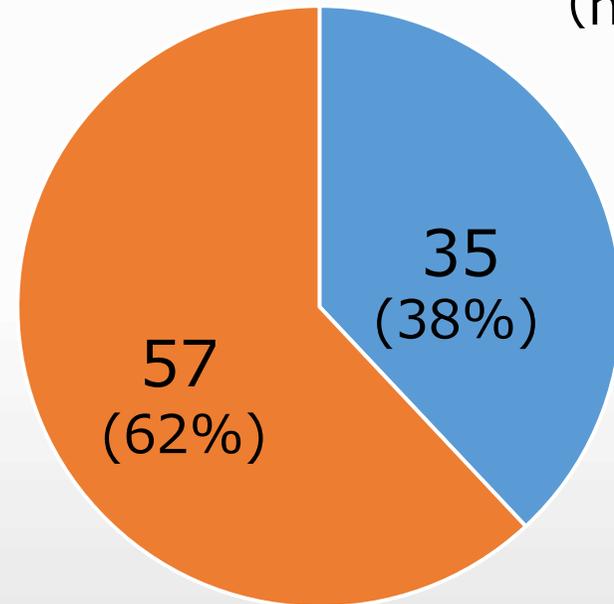
(n=92)



■ 東光 ■ その他

時間区分を見直した場合の利用意向

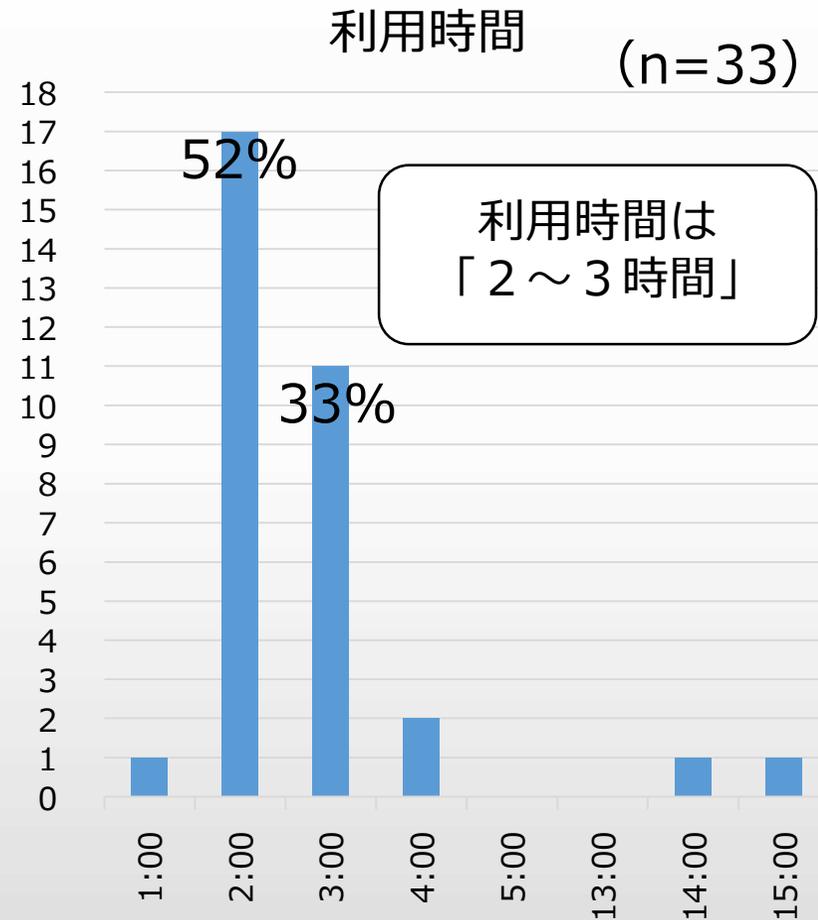
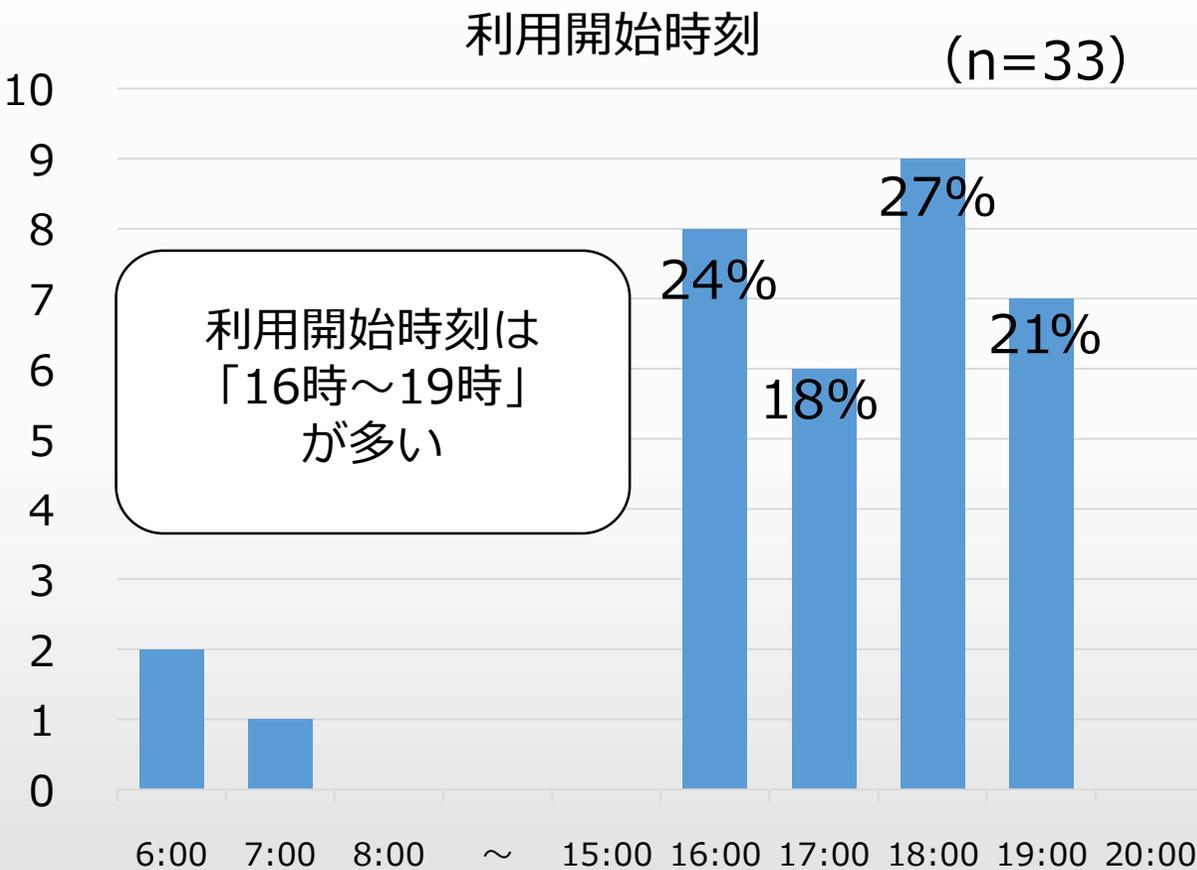
(n=92)



■ あり ■ なし

※利用時間区分を見直すことによる、新たな利用ニーズに期待。

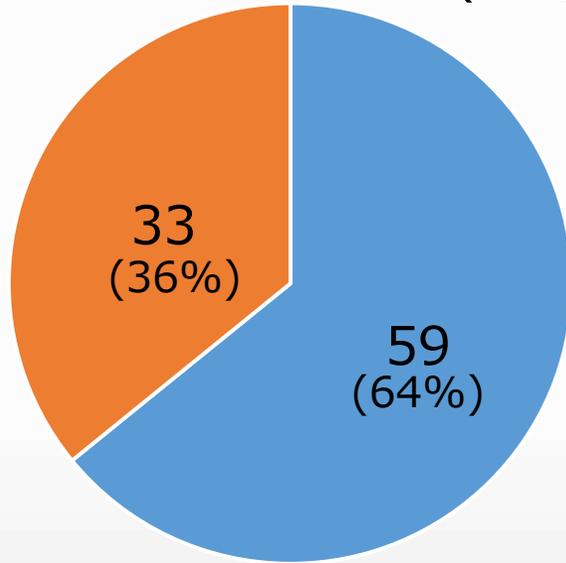
東光スポーツ公園球技場の利用意向調査 (3)



東光スポーツ公園球技場の利用意向調査(4)

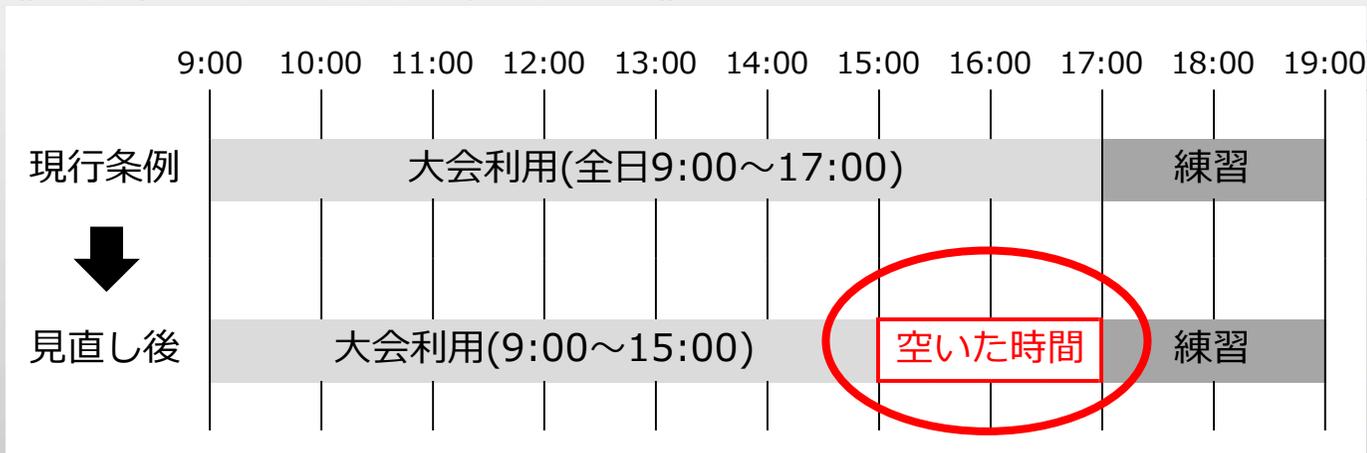
大会使用後の空き時間の利用
(n=92)

■ する ■ しない



※大会終了時間後に利用できる時間がある場合、その空き時間を利用したい意向がある。

《大会終了後の空き時間とは？》



時間区分の見直し案

案(1)

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1時間															

案(2)

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1時間	1時間	1時間	午前 (3時間)			午後 (3時間)			1時間						

見直し内容と効果

- 利用時間のすき間(正午～午後1時)を廃止（「全日」の廃止）
- 学校等が終わった後に利用ができる（例：午後4時から）
- 大会の終了時間に応じた利用ができる（例：午後3時終了）

さらなる利用促進が期待できる

条例改正に向けた今後の予定

令和2年11月 旭川市緑の審議会（本日）

令和2年12月 条例改正原案の作成

令和3年 2月 令和3年第1回定例会 議案提出

令和3年 4月 改正条例の施行